別表第１【２名連記投票用紙】

※　総選挙の場合（選挙規程第３７条の２第２項により）

※　補欠選挙又は再選挙において、両系別とも投票を行う選挙の場合

（選挙規程第３７条の２第３項第１号により）

※　例として、總持寺系候補者が無投票となる場合において、総務部長は、

下記の図の様に無投票の系別の氏名欄に「無投票」と朱書きし、交付する

※　開票時、投票を行う系別を集計する。無投票の系別は集計不要

**無**

**投**

**票**



別表第２【単記投票用紙】

※　補欠選挙又は再選挙において、いずれかの系別が投票を行う選挙となる場合（選挙規程第３７条の２第３項第２号により）

